

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）による再就職手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日に会社Aを離職した。
- (2) 請求人は、同年〇月〇日に公共職業安定所（以下「安定所」という。）において求職を申し込むとともに、雇用保険被保険者離職票を提出して雇用保険の受給資格決定を受けた。
- (3) 請求人は、同年〇月〇日、安定所において初回講習及び雇用保険説明会を受講した。
- (4) 請求人は、初回認定日の同月〇日に安定所へ出頭し、雇用保険受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）及び失業認定申告書（以下「申告書」という。）を提出した。

安定所長は、請求人から提出を受けた申告書に基づき、待機満了日を同年〇月〇日とし、法第33条の規定により給付制限処分を行い、次回認定日を同年〇月〇日と指示した。

- (5) 請求人は、同年〇月〇日に安定所長へ出頭し、同日から自営業として不動産業を営むための準備を開始する旨を申告書の提出の際に申告した。

この際、安定所長は、事業開始日の申告がなかったことから、受給資格者証の再就職手当の支給申請期限年月日欄を空欄とし、「自営業（準備を含む。）を開始する旨届け出た皆様へー再就職手当についてのご案内ー」（以下「説明リー

フレット」という。)を用いて、再就職手当の支給申請手続について説明を行い、説明リーフレット及び再就職手当支給申請書（以下「支給申請書」という。）を手交した。

(6) 請求人は、平成○年○月○日に安定所へ出頭し、再就職手当について相談した。

(7) 請求人は、同月○日、安定所へ出頭し、自営業に係る関係書類を添えて支給申請書を提出した。

(8) 同日、安定所長は、支給申請期限を徒過し、支給申請書を提出しなかったことについて天災その他やむを得ない理由があるとは認められないとして、再就職手当を不支給とする決定を行った。

(9) この処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした再就職手当を支給しない旨の処分が妥当と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「則」という。）第82条の7第1項は、「受給資格者は、法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当（以下「再就職手当」という。）の支給を受けようとするときは、再就職手当支給申請書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類及び受給資格者証を添えて管轄公共職業安定所の長に提出し

なければならない。」と規定し、同条第3項は、「第1項の規定による再就職手当支給申請書の提出は、法第56条の3第1項第1号口の安定した職業に就いた日の翌日から起算して一箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他提出しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

また、則第82条の2は、「法第56条の3第1項第1号口の厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者は、1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は事業（当該事業により当該受給資格者が自立することができる」と公共職業安定所長が認めたものに限る。）を開始した受給資格者であって、就業促進手当を支給することが当該受給資格者の職業の安定に資すると認められるものとする。」と規定している。

同項の「当該事業により当該受給資格者が自立することができる」と公共職業安定所長が認めたもの」について、業務取扱要領は、「登記事項証明書（中略）、事業許可証等の客観的資料によって事業の開始、事業内容及び事業所の実在が確認でき、かつ、次のいずれかに該当することにより、1年を超えて事業を安定的に継続して行うことができる客観的条件を備えているものと安定所長が認めたもの。（a）通常、独立開業できる程度の資格、技能等を有する者であって、自らの職業経験を活かして事業を開始する者であること（以下略）」が該当するとしており、当審査会も、この取扱いを妥当なものとする。

したがって、免許を要する事業を開始した受給資格者が再就職手当の支給を受けようとするときは、当該事業に係る免許証が交付された日の翌日から起算して1か月以内に、支給申請書を提出しなければならないこととされていることが認められる。

- (2) さらに、本件において、請求人は宅地建物取引業を営むこととしていたところ、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第25条第4項は、「宅地建物取引業者は、営業保証金を供託したときは、その供託物受入れの記載のある供託書の写しを添附して、その旨をその免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。」と、同条第5項は、「宅地建物取引業者は、前項の規定による届出をした後でなければ、その事業を開始してはならない。」と規定し、同法第64条の7は、「宅地建物取引業保証協会は、第64条の9第1項又は第2項の規定により弁済業務保証金分担金の納付を受け

たときは、その日から1週間以内に、その納付を受けた額に相当する額の弁済業務保証金を供託しなければならない。」と、同条第3項は「第25条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定により供託する場合に準用する。」と規定している。

したがって、宅地建物取引業者は、宅地建物取引業者免許を受けた後、営業保証金の供託又は弁済業務保証金分担金の納付を行い、国土交通大臣又は都道府県知事はその旨の届出を受理しなければ、事業を開始することができないものであることが認められる。

(3) 請求人が受けた宅地建物取引業免許の通知には、営業保証金の供託又は弁済業務保証金分担金の納付を行った旨の届出があったときに免許証を交付する旨記載されており、請求人は、本件審理において、弁済業務保証金分担金を納付した日の翌日の平成〇年〇月〇日に宅地建物取引業者免許証を交付された旨申述していることから、請求人は、同月〇日から起算して1か月以内に支給申請書を提出する必要があるものと認められる。これに対し、請求人は、平成〇年〇月〇日に支給申請書を提出していることから、請求人の支給申請書の提出は期限を徒過して行われたものであると判断せざるを得ない。

(4) 請求人は、本件審理において、再就職手当の支給申請を、登記、営業許可、税務署への届出のどの時点から1か月以内に行えばよいのか安定所から明確な回答がなく、一応事業が安定した辺りから1か月という認識で、平成〇年〇月〇日に安定所に来所した旨主張するが、免許を要する事業を開始した受給資格者が再就職手当の支給を受けようとするときは、上記(3)で説示したとおり、当該事業に係る免許証が交付された日の翌日から起算して1か月以内に支給申請書を提出しなければならないのであるから、請求人の主張は採用することができず、また、当該主張について、天災その他提出しなかったことについてやむを得ない理由に該当すると認めることもできない。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした再就職手当を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。